広島県告示第千二百一号

県告示第五百六十一号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二 八条第七項の規定によって、平成二十五年広島県告示第七百七十号及び平成二十九年広島 令和五年十一月一日

令和五年十月三十日

更新する鳥獣保護区

宇品鳥獣保護区、 塚鳥獣保護区、 広島湾西部鳥獣保護区、福王寺鳥獣保護区、細見谷鳥獣保護区、 緑井鳥獣保護区、 聖湖鳥獣保護区、 府中鳥獣保護区、錦竜公園鳥獣保護区、 沼田川鳥獣保護区 神峰山鳥獣保護区、七 伴鳥獣保護区、

二 一のうち区域を縮小して更新する鳥獣保護区

1 七塚鳥獣保護区

ら市道林正線を北方に進み、 の交点に至り、 同所から市道上原線を南方に進み、さらに同市道を南西方に進み庄原市道県大通り線と 庄原市戸郷町内の一般国道一八三号線と庄原市市道上原戸郷線との交点を起点として 同所から同市道を南西方に進み庄原市道林正線との交点に至り、 さらに東方に進み起点に至るまでの線に囲まれた区 同所か

2 沼田川鳥獣保護区

橋より上流の区域 三原市本郷町以南の二級河川沼田川 水系沼田川 の河川区域のうち三原市地内 \mathcal{O} 沼 田大

一 一のうち区域表記を変更して更新する鳥獣保護区

福王寺鳥獣保護区

道を西方に進み、 道を南方に進み、 所から同国道を南西方に進み、広島市道安佐北三区二五四号線との交点(通称三入橋西詰 線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み、一般国道五四号線との交点に至り、同 二二○号線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み、広島市道安佐北三区三三五号 佐北三区二四二号線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み、広島市道安佐北三区 三三号線との交点に至り、 交点(通称綾ヶ谷口交差点)に至り、同所から同市道を北方に進み、広島市道安佐北三区二 から同市道を北東方に進み、広島市道安佐北三区五〇号線との交点に至り、 所から同市道を南方に進み、広島市道安佐北三区六四号線との交点に至り、 に至り、 交差点)に至り、 して、同所から同一般国道一九一号を北西方に進み、 広島市安佐北区可部地内の一般国道一八三号線と一般国道一九一号線との交点を起点と 同所から同市道を東方に進み、 同所から同市道を東方に進み、広島市道安佐北三区二六四号線との交点 さらに西方に進み、 一般国道一八三号線との交点に至り、 同所から同市道を東方に進み、さらに南方に進み、広島市道安 広島市道安佐北三区三三号線との交点に至り、 広島市道安佐北三区八二号線との交点に至り、同 広島市道安佐北三区四五四号線との 同所から同国道を北東方に進み、 同所から同市 同所から同市

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで四 存続期間 起点に至る線に囲まれた区域